

# 第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の背景・目的

1-2. 計画の位置づけと役割

1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割

1-3-1. 市民の役割

1-3-2. 事業者の役割

1-3-3. 市の役割

1-4. 計画の対象

1-4-1. 計画の対象とする期間

1-4-2. 計画の対象区域

1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1-1. 計画策定の背景・目的

今日の世界的な社会経済活動や産業活動の拡大に伴い、資源の大量消費・大量廃棄や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が引き起こされてきました。こうしたことから、平成4年6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、21世紀に向け持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択されるなど、国際的な環境問題の取り組みの重要性が発信されました。

これを受け日本では、平成5年に「環境基本法」が制定され、翌年に「第一次環境基本計画」が策定されたのち、地球温暖化対策や循環型社会形成、生物多様性などについて、法整備や行動にむけた計画づくりが進められてきました。最近では、平成27年12月に気候変動枠組み条約第21回締結国会議（COP21）がパリで開催され、歴史上はじめて、すべての国を対象とした温室効果ガスの排出量削減のための新たな国際的枠組みが決定され、日本においても、2030年目標（温室効果ガス排出量の2013年比26%削減）を提出しました。この20年間で環境への意識は、節電などの省エネルギーへの取り組みや、化石燃料由来のエネルギーから自然エネルギーへの転換、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から「3R」を基本的な考え方とした循環型社会の形成推進など、限りある資源を大切にしていく意識へと、国際社会全体で変わってきています。

地球温暖化などの大規模な環境問題から、地域における不法投棄などの問題まで、環境問題は一朝一夕に解決できるものではありません。わたしたち一人ひとりが、これまでの活動を振り返り、日常生活での環境負荷を減らす行動を継続的に積み重ねていくことが重要です。その積み重ねが、ひいては大規模な環境問題の対応へとつながります。

このような状況を踏まえ、本市では平成28年3月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、「北秋田市環境基本条例」を制定しました。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」では、2020年には当市の人口が29,765人（高齢化率40.9%）、2040年には18,630人（高齢化率49.9%）となると推計されており、人口が減少し高齢化が進むことにより環境の課題も大きく変わるものと考えられます。これまでに蓄積されてきた環境問題や、今後予想される長期的な環境問題に対応すべく、本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の方向を定め、現在及び将

来の北秋田市民の健康で文化的な生活及び豊かな自然を確保し、もって様々な環境問題の対策へ寄与することを目的とします。

## 1-2. 計画の位置づけと役割

本計画は、「北秋田市環境基本条例」第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第8条の規定に基づき策定されるもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。

### 北秋田市環境基本条例 抜粋

(基本理念)

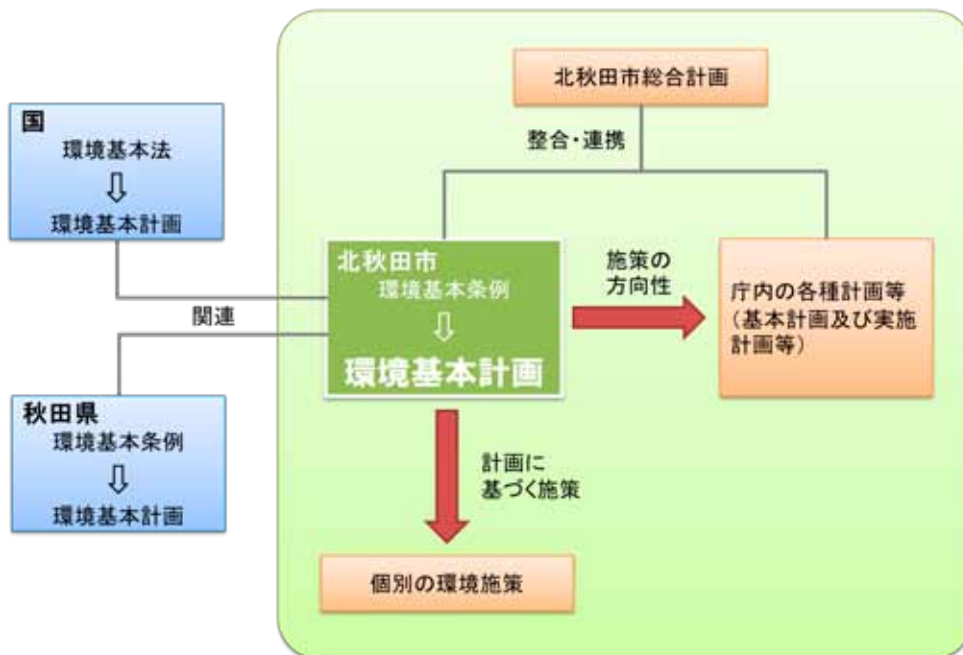
第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の市民に継承していくことを目的として行うものとする。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって行うものとする。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が生態系などの地球全体の環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活において推進するものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。



### 1-3. 市民・事業者・市の基本的な役割

今日の環境問題は、日常生活や事業活動による環境への負荷が蓄積したものであり、地球温暖化に見られるように、地域における行為が地球全体にまで広がりを持っており、また、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという側面を持っています。

このことから、本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、市はもとより、市民や事業者においても、自ら、環境への負荷の低減を図るために取り組んでいくことが大切になります。市民・事業者・市がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが重要です。

#### 1-3-1. 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力や、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

#### 1-3-2. 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で事業活動が環境に与える影響を認識し、事業活動に伴って発生する公害や環境保全上の支障の防止に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

#### 1-3-3. 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、環境に関する情報の収集や提供、啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援することが求められます。

## 1-4. 計画の対象

### 1-4-1. 計画の対象とする期間

本計画の期間は、平成29年4月から平成39年3月までの10年間とします。なお、環境の状況、社会経済状況などの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 1-4-2. 計画の対象区域

本計画の対象とする地域は、北秋田市全域とします。なお、北秋田市を含む広域的な環境問題や地球規模の問題への配慮も十分に行います。

### 1-4-3. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする「環境」の範囲と主要素を以下のように定めます。また、本市を取り巻く環境問題を解決していくため、市民、事業者などによる「参加行動」も対象とします。

| 分野        | 環境要素                           |
|-----------|--------------------------------|
| 生活環境      | 大気、騒音、振動、水質、臭気、土壌、廃棄物の不適正処理 など |
| 自然環境      | 森林、田園、動植物、河川、湖沼 など             |
| 地球環境・資源循環 | 廃棄物の発生抑制、3R、地球温暖化、省エネルギー など    |
| 歴史・文化的環境  | 公園、緑地、文化財、景観 など                |



|      |                  |
|------|------------------|
| 参加行動 | ボランティア活動、環境学習 など |
|------|------------------|